

## 【事務局からのお知らせ】

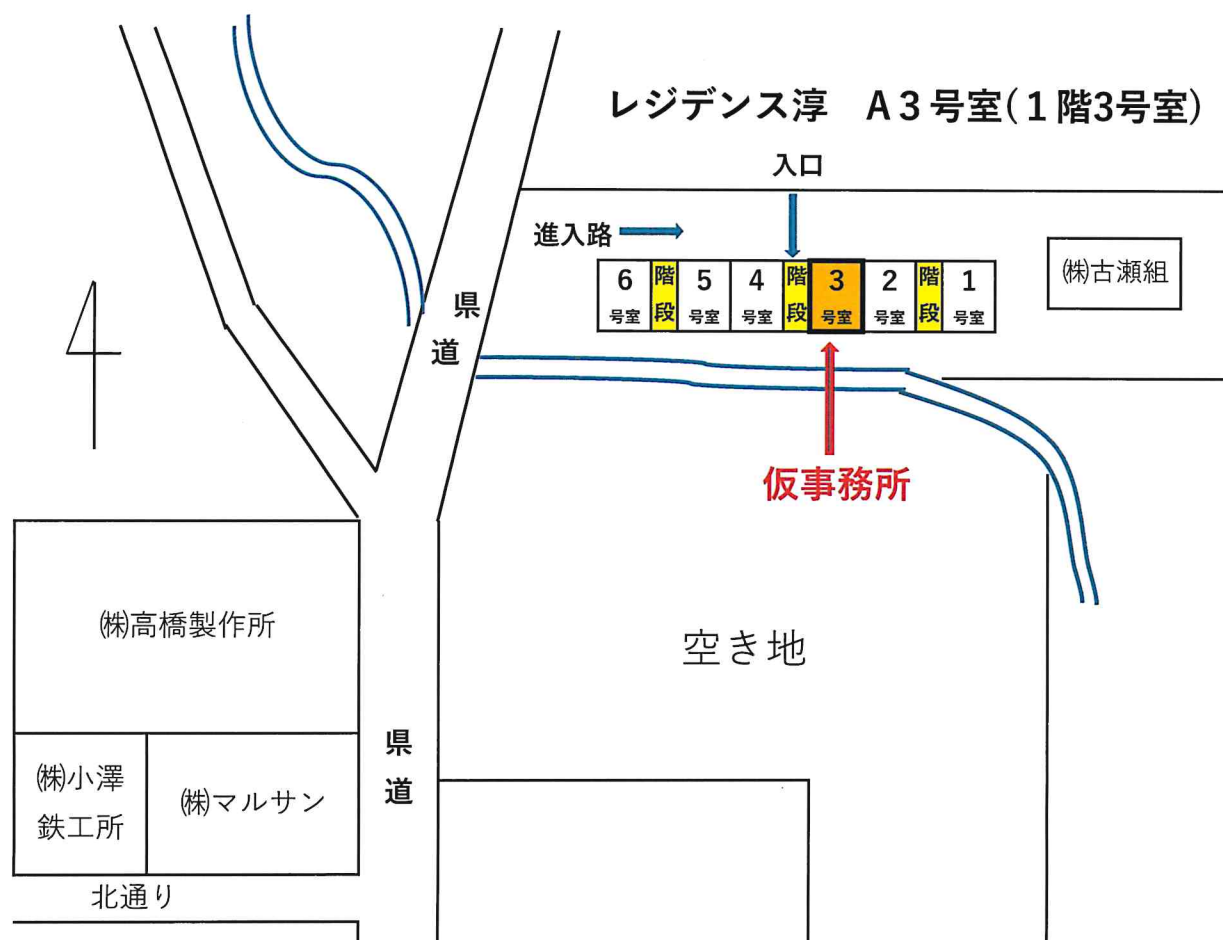
### 1. 組合事務所の仮事務所への移転について

組合会館の建て替えについては、6月より現会館の取壊し工事を開始する予定ですが、それに先立ち組合事務所を一時的に移転します。移転予定日や仮事務所の場所は以下の通りですのでご承知おき願います。

なお、仮事務所においても、切手・印紙の販売、賦課金等の受入れ、その他通常業務を行いますのでよろしくお願いいたします。

- ・移転予定日 **令和3年6月4日(金)**
- ・移転先住所 三島市松本204-1 レジデンス淳 A-3号室(1階3号室)
- ・TEL 055-977-2017 (現状通り)
- ・FAX 055-977-2957 (現状通り)
- ・移転予定日の6月4日(金)はTEL、FAXが不通となる時間帯があります。

### 《 仮事務所案内図 》



## 【事務局からのお知らせ】

### 2. 「事業継続力強化計画」認定制度について

当組合では、昨年も「BCP策定」に関する経営セミナーを実施しましたが、BCP策定は中小企業にとってはハードルが高く、現在のコロナ禍においては優先順位の低い事業となっているものと思います。しかしコロナ禍の今であるからこそ、自然災害や感染症蔓延等に対応する事前の準備(防災・減災対策)が必要であると考えます。

そこで、BCPよりは簡便で相応のメリットもある「事業継続力強化計画」の策定を国は推奨しています。

「事業継続力強化計画」は「BCP」の中の主要な部分を抽出し取りまとめたようなもので、BCP策定に至るまでの「入口」に該当するものです。

この計画を策定し国(経済産業大臣)の認定を受けると、下表にあるような金融支援、税制措置、補助金等の支援を受けることが可能となります。

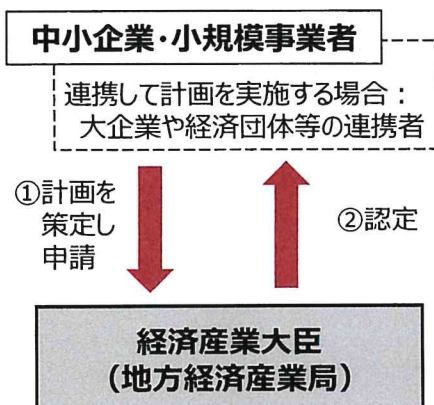
当団地は令和元年には台風19号による水害に見舞われています。各企業とも災害等の発生時に即座に対応できるよう事前準備が必要なことは言うに及びません。

下表がその概要ですので興味のある方は「中小企業庁」のホームページで詳細を確認してみてもはいかがでしょうか。

### 事業継続力強化計画認定制度の概要

- 中小企業が行う**防災・減災の事前対策に関する計画**を**経済産業大臣が認定**。
- 認定を受けた中小企業は、**税制優遇**や**補助金の加点**などの支援策を活用可能。

#### 【計画認定のスキーム】



#### 認定対象事業者

- 防災・減災に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様。

#### 事業継続力強化計画の記載項目

- 事業継続力強化に取り組む**目的の明確化**。
- ハザードマップ等を活用した、自社拠点の**自然災害リスク認識と被害想定策定**。
- 発災時の**初動対応手順**（安否確認、被害の確認・発信手順等）策定。
- ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための**具体的な対策**。  
※自社にとって必要で、**取り組みを始めることができる項目**について記載。
- 計画の推進体制（**経営層のコミットメント**）。
- 訓練実施、計画の見直し等、**取組の実効性を確保する取組**。
- (連携をして取り組む場合)連携の体制と取組、取組に向けた関係社の合意。

#### 認定を受けた企業に対する支援策

- 低利融資、信用保証枠の拡大等の**金融支援**
- 防災・減災設備に対する**税制措置**
- **補助金**（ものづくり補助金等）の優先採択
- 連携をいただける企業や地方自治体等からの支援措置

- **中小企業庁HP**での認定を受けた**企業の公表**
- 認定企業にご活用いただける**ロゴマーク**  
(会社案内や名刺で認定のPRが可能)

